

平成25年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成25年6月5日(水)

午後3時30分から午後5時まで

場所) 宮城県庁9階 第一会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 市瀬智紀会長, 加藤亨二委員, 金東暎委員, 小関一絵委員,
末松和子副会長, 藤浪竜哉委員, 宮澤イザベル委員

■欠席委員

李仁子委員, 古山しづ江委員

■事務局出席者

西村晃一経済商工観光部次長

山崎敏幸国際経済・交流課長

佐藤洋生国際経済・交流課課長補佐(総括担当)

金井奈央子国際経済・交流課課長補佐(企画・多文化共生班長)

【開会】

司会) ただいまから、「平成25年度第1回宮城県多文化共生社会推進審議会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部次長の西村からあいさつを申し上げます。

【あいさつ】

次長) 皆さん、こんにちは。宮城県経済商工観光部次長の西村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は平成25年度第1回目の審議会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろ多文化共生の推進にご協力いただいておりますことに、この場をお借りしました感謝を申し上げます。

私事でございますが、平成6年から8年まで、今から17～8年前になりますが、宮城県の国際交流協会で交流課長を務めておりまして、直接、外国人の方、留学生、海外技術研修員の方々のお世話をしたことがございます。その頃と比べますと、外国人留学生の方は大幅に増加しておりますし、状況が様々に変化しております。

東日本大震災から2年3か月が経過いたしました。この間、被災された方々や関係者の皆様のご努力によりまして、一歩ずつ復興が進んでおります。

宮城県では、一昨年策定しました震災復興計画により復興に向けて取り組んでおり、私ども経済商工観光部におきましては、商工業の早期復興、観光の再生、被災者の雇用

の確保を中心に取り組んでおります。

現在は、これらのさらなる推進を図るべく、産業再生アクションプランの策定作業を進めているところでございます。

多文化共生の推進につきましては、宮城の将来ビジョン、震災復興計画の中に位置づけられておきまして、外国人県民の方々も暮らしやすく、活躍することができる地域づくりを目指しているところでございます。

また、「富県宮城」の実現を目指すための国際戦略プランにおきましても、経済のグローバル化を進めていく上での施策として、多文化共生の推進が掲げられております。

さて、今年度の本審議会では「多文化共生社会推進計画」の改訂につきましてご審議いただくこととしております。平成21年に策定しました推進計画が今年度で終期を迎えるため、新たに策定するものでございますが、本日の会議では第2期の推進計画の策定につきまして本審議会に諮問させていただき、ご議論いただきたいと思いますと考えております。

また、本日は推進計画のほか、平成24年度の多文化共生施策についてご審議をいただくこととしております。委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

司会) 4月付けで職員の異動がありましたので、今年度の事務局職員を紹介いたします。

ただいま、ご挨拶申し上げます経済商工観光部次長の西村でございます。

国際経済・交流課長の山崎でございます。

総括課長補佐の佐藤でございます。

私は、企画・多文化共生班長の金井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、審議会の成立についてご報告いたします。本審議会は10人の委員により構成されておりますが、本日は8人の委員のご出席をいただいております。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告します。

また、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議は公開となっておりますことを申し添えます。

ここからは、条例第17条に基づき、議事の進行を市瀬会長にお願いいたします。市瀬市瀬会長、よろしくお願い申し上げます。

【審議】

議題(1) 宮城県多文化共生社会推進計画の第2期の策定について

市瀬会長) では、さっそく議事に入ります。

まず、宮城県多文化共生社会推進計画の第2期の策定についてです。事務局から説明をお願いします。

課長) 多文化共生社会推進計画は、平成21年3月に策定いたしました。計画期間は平成21年度から平成25年度までの5年間となっております。

本日、来年度からの第2期計画の策定につきまして、諮問させていただきたいと存じます。経済商工観光部西村次長から市瀬会長に諮問書をお渡しいたします。

次長) (諮問書を読み上げ)

よろしくお願いたします。

市瀬会長) ただいま、知事から多文化共生社会推進計画第2期に係る諮問書をいただきました。諮問書の写しは、皆さんのお席にあると思いますが、計画の第2期について審議会の意見を求めるというような内容になっています。これから、審議会の中で審議を深めて、こちらから知事に答申するということとなりますので、皆さんどうぞよろしくお願いたします。なお、ここで西村次長は所用のため退席されるとのことです。ご了承願います。

次長)

申し訳ございません。それでは、どうぞよろしくお願いたします。

市瀬会長) ただいま、知事から第2期の多文化共生社会推進計画の諮問がございましたけれども、第1期が示されましたのが平成21年、「多文化共生社会の形成を推進するための条例」が19年に制定されましたが、19年の当時というのは、日系の労働者、移民1,000万人受入という計画が出され、多文化共生という言葉が広まった時期ではないかと思えます。

それから5年程が経過した現在ですが、東北地方などでも国際結婚による配偶者との多文化共生という特色を抱えているわけです。1,000万人移民は実際には実行されていないわけですが、それにも関わらず、職場において外国人の雇用が増えているという状況、あるいは高度研究機関においてたくさんの外国人がこれから来られる見通しがある状況です。宮城県は復興の途上がありますが、企業関係の工場などの集約等も進んでいくものと思われれます。さらには、介護等でたくさんの外国の方が入ってこられるというのはご承知いただいているとおりで思えます。

そうした昨今の状況を取り入れながら、今後策定される予定の推進計画は、各方面から注目されていると思えますので、宮城県の特色のある推進計画を策定できればと考えております。

本日は、是非、この推進計画の骨子に関わる議論をよろしくお願いたします。

それでは、改めて事務局から第2期推進計画の策定についての説明をお願いします。

課長) 資料1～4により説明

市瀬会長) ご説明ありがとうございました。

今、資料1から資料4までご説明いただいたわけですが、資料1の方が今回、多文化共生社会推進計画第2期を作るにあたっての骨子で原案のたたき台となる、基本的な考え方を示したものです。資料2が評価シートというもので、これまで、どの程度達成されたのかというものです。そして資料3が多文化共生推進施策を実施していく上での成果と課題というものです。資料4が各市町村において実施されました施策の推進状況になっております。

本日ですが、あまり時間はございませんが、資料1の第2期の推進計画の基本的な方針を皆さんで話し合っていきます。そのために資料3・4といった第1期に実施した施策の様々な反省点を踏まえまして、資料1の基本的な考え方に反映させていくことになりうろかと思ひます。

それではまず、資料1について議論する前に、今、ご説明がありました資料1から資料4までの事実の確認、ここの所がよくわからないとか、この部分についてもっと詳しく説明をききたいとか、そういった部分がありましたら、ご意見をお願いいたします。

阿部委員) 質問ですが、資料3で事業に空白がありますが、例えば具体的に説明があったのは、2ページ目のところと10ページ目のところだったのですが、未実施だった理由というのがあれば教えていただきたいと思ひます。10ページの外国人県民等の子供の母国語・母国文化の学習・維持についての調査・支援の実施というのは、もし実施するとしたらどのような形のものをご想定していたかというのがあれば教えていただきたいと思ひます。

課長) この表の作り方につきましては、多文化共生計画に沿った形になっています。それぞれの分野で、各関係機関が分担して取り組んでいるものですが、県として例えばできなかったということです。前段の方から言いますと、個別の企業の取組が後々になってしまふというのがあります。

後段の方につきましては、外国人県民アンケートを実施させていただきましたが、個別の方々の状況をアンケートで県が直接、お子さんの状況を把握というところまでできなかったということがあります。現実的にはNPOとかあるいはそういう形で取り組んでいただいている所に寄りかかっているというところは、反省としてあります。

阿部委員) 具体的に、こうというイメージというのは、特には持っていなかったということでしょうか。どこかに委託するという形で実施を考へていたという認識でよろしいですか。

班長) 具体的にどういった事業をするというような、そういう想定をするに至っていないような状況でした。といひますのは、母国語支援については、NPOなどの団体で実施されているケースもありまして、そこで行政がそれに取り組むべきかという議

論からしなければいけないという所もございまして、具体的に県が直接だったらこういう事業をしようとか、委託だったらこういうスキームにしようとかいう所まで煮詰まっている状態ではございませんでした。

阿部委員) わかりました。ここの部分と同じものが資料1の改訂後の計画の中でもまた出てくるということで、(4)に書いてあるのは、おそらくそれに当たるかなと思います。具体的なイメージを持ちたくて質問させていただきました。

市瀬会長) どうもありがとうございます。

第2期の計画の中でも「母国語・母国文化教育の支援」とありますので、これをどう実現していくのか、またこれをそのまま加えていくのかという事を検討しなければならぬということの問題提起になるのかなと思います。

その他いかがでしょうか。

末松副会長) 教えていただきたいのですが、資料1の2枚目と3枚目ですが、まず2枚目の改訂後の計画の(3)の「地域間連携による多言語化の推進」というのは具体的にどういう事をお考えになっているのかということです。

同じように(6)の「地域活動への参加促進」というのは具体的にどういう活動にどのように参加させようと思っているのかをお聞きしたいです。もう一つは次のページの(7)の「外国人県民等の地域への受入促進」ですが、受入促進ということは、宮城県としては、外国人を一定の地域で集中的に受け入れることを今後積極的にしようという方針でいるのか、それによって受入促進という言葉がでたのか。というこの3点について教えていただければと思います。

市瀬会長) はい、よろしく申し上げます。

課長) 末松副会長からお話のありました(3)の「地域間連携による多言語化の推進」ということですが、これは震災を経験して、他地域、県境を越えてということで広域も含めてバックアップを取れるような情報であるとか、そういうものを今回推進していかなければならないということです。地域間の連携というものについて、他地域の境界側と連携していく、あるいはその支援の割り振りをするということを考えてので地域間の連携ということにしました。これは県域を越えてと考えていました。

「地域活動への参加促進」というのも、やはりこれも震災を経験してですが、孤立化をしないということ。都市部はまだいろいろと接触機会があつて母国が同じ方と会う機会 ありますが、郡部ですとその機会がないので、そういう人たちが孤立化してしまふ。それを地域で迎え入れていくのですが、いつも「入ろう、入ろう」と言うのではなく、もっと動機付けをして、自分から進んで参画できるようにしていくことで、災害時においてもどうしていいかということで迷わない。そこで孤立化して不安化させるということがないような形で、普段から取り組みをしていく、そういう意味では地域の中

の住民（日本人）と言われる側から迎え入れるという普及啓発の原点の所からやっ
ていかなければならないと思います。まず地域への参加の促進と、一方通行では無いように
しましょうということで、ある意味災害を教訓として項目を立てていったほうが良いの
ではないかというところでもあります。

もう一つご質問をいただきました、(7)については前回の項目をそのまま持ってきて
いますが、外国人県民の地域への受入を一地区に限ってというふうには思っておりませ
ん。これは、これから変わっていくであろう、これは市瀬会長から冒頭お話をいただき
ました、留学生を30万人にしましょうとか、東北大学が国際化拠点整備の選定大学に
なっていますが、あるいは企業もグローバル化してこれまでの日本企業でも外国人の方
を多く入れる。そういう意味では転勤族も含めて、宮城県内にお住まいになる機会がこ
れから多くなってくる。そういう方々を地域として受け入れていけるような形にしまし
ょうということです。ある一定の所になんとかタウンを形成していきましょう、ではな
くて幅広くいろいろな方々を宮城で住んでいただけるような環境を作っていく、という
意味合いです。そういう意味では、現在の計画では、将来の課題への対応として集住地
区支援となってしまうところについて検討しなければということをご指摘いた
だいて思いました。

末松副会長) それに対してもう一度伺ってよろしいですか。

素晴らしいプランだと思うのですが、私も震災を経験しまして、留学生を支援
しております、地域との繋がりというのは非常に大事だと痛感したのですが、具体的
にどの様な地域の活動にどの様に引き入れていくのかということをお聞きしたかったの
です。例えば、町内活動や町内会の活動にどう引き入れていくのか、とかどういう風に具
体的に施策として落とし込んでいくのか、というところをちょっとお聞きしたいです。

課長) 今のお話のとおりで、最終的には住民の基本のコミュニティの中で存在を確認しあ
っていくということがまずベースだと思います。そこに入っていくためには、今 後
ご議論いただくということでお願いしたいと思います。交流機会のコミュニティとし
ての単位になっているのは学区単位ですが、まだ教育庁には言っていないけれども、
義務教育課程の中で、次世代を担っていく子供さん方の教育場面から多文化共生、他の
文化を尊重しながら共生していくということを教育していただくように考えています。
次の世代に託すという意味でも、ここにはその言葉だけはいれているけれどもその前提
の普及の所が必要だろうと、ご質問のところに戻れば、その学区単位のようなコミュニ
ティの地域活動、例えば町内活動、町内会と呼ばれているような所にも積極的に参加し
ていただけるような、実際はその方の性格もありますけれども、引っ込み思案でも出来
るだけ入っていけるようなパターン、地域のリーダーの方々にはそういう視点を持って、
町内会活動をやっていただくということで、町内会活動から始まって、自信を持って
参画できる、はずさないというつもりで地域に落とししていければと考えています。

市瀬会長) 段々、核心の部分に近づいて来ていると思いますが、今ご説明いただいたような部分が、今度の推進計画の2期目を作ったときに、それぞれのタイトルの下に細かく書き込まれていきますので、ここで明確にしておくのは大変大事なことだと思います。

さて、質問をいろいろいただいている中で、例えば今回、県の方でたたき台として様々な要素を盛り込んでくださいました。地域との繋がりですとか、あるいは、活躍の場が不足しているとか、そういう新しい要素、また、委員の方からこういう要素が入っていないのはおかしいとか、いろいろご意見があると思いますので、事実確認に加えまして、もっと積極的なご意見がありましたら、どうぞ言っていただければと思います。

加藤委員) 今回の事業取組方針、あるいは役割分担を考えると市町村の役割は結構大きいと思うのですが、実績を見ると市町村で自主的にする分野は少なく、評価を見てもなかなか伸びていないというところがあります。市町村に対する予算、この条例をみると一部施策の助成をする、必要な支援も行う形をとっている。条例に書いてあるのですが、県として市町村に対する施策の支援をするのか、あるいは今後とも市町村独自でやらせることになるのか、そうすると評価指標を見ても目標を見ても、全体的に伸びていない状況を見ると、市町村の役割分担を今後どのように考えていくのか、そのところは今回の計画のままなのか、市町村の役割をプラスαとして考えるのか、そのへんいかがでしょうか。

課長) 委員からお話がありましたけれども、今回の参考資料として「在留外国人数」について委員限りという形で、追加で出させていただいています。

人数的な部分も一つ施策の推進に大きく反映するのですが、故にM I Aであるとか支援の団体の方に行政的に委ねています。これは推測もございしますが、行政がなかなか住民として確認できる方が少ないと、その方々に対する県下全域同じようにサービスを行うというのは、個々の住民としてサポートしなければいけない市町村の立場からすると大変厳しいところがあります。

今後ですが、委員のおっしゃるように市町村が担うべき役割というのは大きいと思います。正直、基礎自治体が住民のサービスをするというのが原則だろうと思います。

そういう意味でなかなか伸びていなかったのではないかと、というご指摘もその通りでございします。これは今後の話でございしますが、「無い袖はふれない」だけではなく、市町村の動機付けということを考えておりまして、来年度に向けてですが、具体例を言えば、総合補助金というのがございします。今のご指摘のようなこと、これは県庁内部の話ではございしますけれども、アクションを起こしていきたいということを考えています。次期計画に併せてそういう整備が出来ればと思っている次第です。また、委員のご発言として、そういうこともより積極的に、というお話を頂戴しているものと理解しております。今後の形の考えは、事務局としてもっているところでございします。

市瀬会長) 大変貴重なご指摘ありがとうございます。施策における資金の裏づけといった

部分は、計画の中には出てこないとは思いますが、市町村において、こういう施策を推進するに当たって、大変重要なポイントだと思います。

その他、第2期計画の骨子に関しまして、ご意見がありましたらよろしく願いいたします。

小関委員) 基本的なことかもしれませんが、外国人という定義「外国籍を持つ人や外国にルーツがある日本国籍をもつ人」について、何回も主張して来ているのですが、ちょっと考えてみると1世は問題ないのです。成人になって日本に来た人は、自分達の家は多分自分の母国にある、その人達の子供たち2世は、日本で生まれて日本で教育を受けて、そもそも母国教育と母国の文化という環境が欠けている中で育てられた子供達は、自分達は日本人と思っています。今の段階ではいいのですが、社会に出たら、この定義によると外国人となり、かなりとまどってしまいます。日本社会で生きていくと思っている人達が、いきなりそうなったら見えない壁を作ってしまう気がします。

もっとふさわしい表現がないのかなと思います。もう一つは母国教育について興味があったのですが、やっぱり難しいですね、強制的にはできない。その人、その家庭とその子供達、その子の考え、自分のアイデンティティはどうか自分で決めるものです。家庭の中で、自分の国の自分のルーツを教育したいそういう人達にはサポートをしてほしい。

私達は半分ボランティアで母国教育をしているんですけども、もし日本政府、国から何か支援があれば、とても嬉しい事です。実際、多文化共生を進めている他の国については、政府から何かの支援をいただいたとの話を聞いています。日本もこれからそういう所が積極的に変わっていったらと思います。

市瀬会長) はい、ありがとうございます。

一つは、外国籍県民の定義の意味するところについての配慮といいますか、考えておくべきポイントと、もう一つは教育についての積極的な支援と関与をというご意見でございました。

では金委員よろしく願いいたします。

金委員) 資料1の根本的な問題なのですが、現状と課題というところで、第一に外国人県民に対する理解の不足、認識の低さということが、5年前6年前にこの会議が始まった時、いろいろ討議して、その時の状況がこのような形だったのですが、では今、現状がどうなっているのかと申しますと我々外国人を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっているのですね。

最近テレビで報道されていますけれども、在特会というおかしな会が、在日特権、いわゆる在日韓国人、朝鮮人をターゲットにして、ヘイトスピーチで、殺せとか出て行けとか、ましてや強姦しろとか、そういう事を東京新宿の街頭で堂々とスピーカーを通して喋っているような状況が、ここ数年顕著になってきました。この間、安倍首相がそれ

に対して公開コメントをしました。国会議員の方もそれに対するいろんな意見を今募っているところだと思います。そのようにここ 10 年、特にここ数年顕著になってきました。

それに対し、決して日本社会のマジョリティではないということは、もちろん分かっておりますけれども、ただ、今のネット社会で、ネットを通して大きな声でこのようなヘイトスピーチ、人権を無視したような言動が繰り返されている、という社会状況にこれから進んでいったら、これこそ我々多文化共生社会の推進というのは、根絶やしになってしまうのではないかと。我々が小さい頃より日本の社会というのは良くなって、住みやすい社会だというのはわかるのですが、そういう風な発言というのは人間の憎悪の心というか片隅の心をくすぐるようなものがあって、嫌な発言をしている人は、決して外国人を良く理解している人ではなく、認識していない人たちが突然そういう発言をしてしまうのを見ると、ただ単に理解の不足、認識の低さ、これを解消しようというのではなく、もうちょっと踏み込んだ形で、我々委員も認識をして協議していただき、県の施策としてもどういう言動を出して、これからどのように取り込んで行くのか。

行政が立ち入る問題であるのかどうかという問題がありますけれども、皆さんに認識していただき、今後の現状の部分をもどのように考えるのかというのを考えていただきたいと思います。余談ですが、仙台にもその人達がいるのです。県庁裏の韓国領事館の前でたまにやっています。人数はそう多くはないですけども、その人達がスピーカーでそのような勝手に人権を無視するような発言をしているということについて、皆さんも認識を有していただければと思います。以上です。

市瀬会長) はい、貴重なご助言、ご提言ありがとうございます。多文化共生の理念の部分について、人権という観点から、状況は大変悪化しているということなので、私も多文化共生の計画第 2 期の持つ意味というものも、自主的な意味というものもますます大きくなっているのかなという部分だと思います。いかに地域社会の啓発といった部分で、そういう現状を反映させていくことができるのか、もう少し我々自身、認識して考えなければいけないなというふうに思います。

さて、本日はあまり時間がないのですが、やらなければいけないこととしては、この事務局からお示しいただいた第 2 期の改訂後の計画の基本方針、こちらのほうが、今年度中に計画はできてしまいますので、もう一度立ち戻ってお考えいただいて、こういったもので不十分な点がないのか、また、それについての指標を第 1 期で五つの指標を推進してきたのですが、こういったものをまた継続するということが良いのかどうか、といった部分に焦点を絞って、あと十分ほどしか時間がないのですが、ご議論いただければと思います。いかがでしょうか。

藤浪委員) 藤浪でございます。指標についてですが、私の立場上、指標の 5 番目に非常に関心があります。以前もこの場でお話ししたと思うのですが、推進計画のこの 5 番目の指標、本当にふさわしいものなのかという若干疑問を以前から感じております。2 期目

については特に考える必要があるのではないかと考えております。というのは、この就職率という指標なのですが、この永住者の就職率、これはハローワークにおける求職者ということで記録されております。ハローワークでも就職率の目標設定をしていますが、これはハローワークのマッチングの成果を表す指標として用いているものです。ただ、現在の計画の中では、内容・役割分担を見ましても、ハローワークにおける就職支援というのは規定されておられませんし、中身が就職支援に向けた情報提供ですとか、そういった形になっております。ハローワークを利用しないで就職されるという方もおられるとは思いますが、そういった意味からこの指標はふさわしいのかどうか、そこは改めて検討していただく必要があると考えております。

例えば、思いつきなのですが、外国人を雇用する全ての事業者は届け出を義務づけられておりますので、各県ごとに永住者の雇用状況というのは把握できることになっておりますから、永住者の雇用者数を何人から何人に増やすとか、そういった形のほうがハローワークの就職率というものを指標として使うよりは適切ではないかなというふうに思っております。

逆にハローワークの指標を使いたいということならば、この計画の中に、ハローワークとの連携、ハローワークの就職支援との連携とか、そういったことを盛り込むとか、そういった形にしないとこの計画と指標がリンクしないというか、ずれてしまう気がしますので、そこのところをご検討いただければと考えております。

市瀬会長) 大変貴重なご意見ありがとうございます。5については、長年問題点が指摘されてきましたが、今、大体の指標として、外国人あるいは移住者・雇用者の人数に関わる指標といったものが指摘されました。大変貴重なアドバイスありがとうございます。いかがでしょうか。5番に関して、今のようなご意見はありますでしょうか。

課長) はい。ありがとうございます。この指標、正直行政側も大変な資料として頂戴して参りましたから、何か良い指標はないかと考えておりました。今示唆をいただいたので入れ替えさせていただくといいですか、ご相談させていただきたいと思います。

また、資料3のほうにも私どもで労働局様との連携などを記載しておりますが、こちらはまた別な形で、反省点と今後の課題のようなどころに入れさせていただきました。まさにお力をいただきたい、いろいろな資料提供だけではなくて、本格的に定住していただくためにも、お力をお借りしていかなければならないし、やっぱり正規労働といえますか、きちんとしたルートで雇用を確保していただくということの啓発もしていかなないと、やっぱり何かトラブルった時に、言葉は適切じゃないかもしれませんが、不利益を被ったり、弱者感を感じるような、そういうお立場にさせないよう考えていかなければ、この共生社会というものは実現できないと思っていますので、いろいろな形でご示唆いただければと考えております。

市瀬会長) はい、それでは他にいかがでしょうか。その他ご意見ございましたら。

もう一度、繰り返しになりますけれども、資料1の第2期計画における新しいポイントといたしましては、地域とのつながり、そしてまた、そういった外国籍の方の活躍、地域においてどんどん貢献していただくという基本方針ですね、そしてまた、それを具体的に実現するための防災訓練、それから地域の住民との交流、あるいは地域活動への参加ということが、新しい第2期のポイントとして明示されております。

そしてまた、そういう多文化共生推進計画といったものが、将来ビジョンや震災復興計画、国際戦略プラン等の中に、包括されつつ推進していくという位置づけを骨子として示されております。

はい、それではもしご意見がないようでしたら、そのまま引き続き資料2の指標なのですが、資料2の5について、ただいま別の指標に変えた方が良いのではないかというご意見をいただきました。資料2の1ですね、意識の壁の解消に向けた基本理念の啓発というものがございますけれども、これもまた繰り返し意見が出たところだと思いますけれども、こういったものを今後も、平成25年度以降も指標として用いていくことができるのか、そういったことについても、ご意見いただければと思います。

それでは宮城県のほうから、指標1の全体について、ご説明というか、検討されている部分についてお話しいただければと思います。

課長) 第1期となります推進計画の中に、それぞれ指標が五つございます。今日の時点では、まず5について、改めてお話を頂戴いたしました。2・3については、最低限ここは維持していかなければならないと思いますが、1につきましては、次回までに委員の皆さんにご示唆やご提案をいただければと思います。対案を持ってこれに臨みたかったのですが、なかなかいいものがございません。ここに記載があります県民意識調査については、震災復興計画の進捗状況を調査の軸に変えながら、これまで2年に1回だったものを毎年調査にしましょうということで変えてきております。いかに県土づくりということでの満足感をというところなので、そういう意味では計画の主旨からすると、全体に多文化共生的な意味合いのものがありながら、何でそこが欠落しているのかということがあるかもしれませんが、当面、これまでの県民意識調査の調査項目に替わるものということを考えなければならなりません。ただ、なかなか幅広くアンケートをとるということも含めて厳しい状況で、要は県民の方々、先ほど金委員が話されたようないろいろな階層といいますか、どういうことを思っているか幅広く取れるようでない、指標として、目標値としては非常に弱いものになりますので、何か替わるものということを考えていきたいと思っております。私どもも次回までということで、何か替わるものを考えさせていただければと思います。

(1)の指標については残念ながら、今県民意識調査の中からはそういう視点が消えています。いつ復活するか分からないのですが、それを平成26年の所に入れておいて、それを例えばここでもブランクになっておりますけれども、平成23年まで戻ったものを初期値としてスタートすべきなのか、逆にいうと、20年からすると下がっていたり

するので、次回までまた検討させていただいて、ご報告させていただきたいと思います。委員の皆さんには別途またお送りさせていただくことにしたいのですが、本当に五つでいいのか、さらにこういう視点が抜けているから、指標化としてこういうものがないのかという、示唆を賜れば幸いなというふうに思っているところです。

市瀬会長) どうもありがとうございます。では本日初めて第2期計画の骨子というものを
ご呈示いただいたのですが、もう一回第2回審議会がごいますので、その時まで
この基本的な考え方とそれから指標について委員の方のほうにもお考えいただき、ご
意見を賜りながら進めていくということにしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

阿部委員) この1から5までというものは、1番から5番に番号が振られていますけれど
も、1番に関しては、県民の意識なので、1番と2・3・4・5というのは、ちょっと
視点が違うものですね。で、そうした時に、この1から5番は、うまく言えないので
すが、順序なのか、それとも横1列という意識のもとでの番号なのか教えていただけま
すか。

課長) お話のとおり優劣があるわけではなく、この多文化共生計画、こちらで表で申し上
げますと現状と課題とありますが、これに連動するような形で、代表指標を掲げたもの
でございます。一つ一つが連動しているということではなく、テーマごとに、それをあ
えて指標化して、定量化していく上で、これを前のご議論いただいたと理解しておりま
す。優劣はないものと考えております。最低必要な部分を挙げていこうということです。

ただ、残念ながら、各委員からもご指摘ありましたけれども、市町の責任が重い割に
は、市町によってなかなか実現できなかったのではないかと。それは、お手元にお配り
させていただいた、在住している方々の人数によって、やはり行政の姿勢といいますか、
実際のマンパワー不足も手伝ったりして、なかなか進まない。だから広域であったり、
ややもすれば、NPOだったり、協会にお願いしたりということだと思います。ただ、
指標は最低限しなきゃいけない。各35市町で取り組んでいただきたい、最低限のもの
かと私どもは理解しております。

議題(2) 平成24年度多文化共生の形成の推進に関して講じた施策について

市瀬会長) それでは、ご意見等、また次回も継続していただくということにしまして、次
の議題に移りたいと思います。こちら、関連した内容なのですが、平成24年度、前
年度の多文化共生の形成の推進に関して講じた施策についてのご報告ということで、引
き続きお願いします。

課長) 資料6に基づき説明

市瀬会長) ただいまの事務局からの説明について、何か意見、質問等ございましたらよろしくお願ひします。

それでは、一件だけこちらからお願いしたいのですが、前回の宿題と申しますか、この間、アンケートのお答えをまとめていただきまして、前回平成21年度に行われたアンケートと今回平成24年度の年末に行ったアンケートとどのような違いがあつて、先ほど第2期の推進計画にどう反映させたら良いのかという質問もあつたと思ひますが、こちらについて、もしご用意いただいているようでしたらお願ひします。

課長) はい、前回と客体が変わつたということもありますけれども、今市瀬会長がおっしゃるように、その部分についても、前回の内容を含めて説明したほうが良いかもしれません。

内容だけ申し上げますと、方向的にはあまり変わつてなかつたなど。前回とは項目が3分の2ほど共通でしたが、あまり大きくは変わっていないというところでございます。

主だつたところだけ申し上げますと、「保健・医療・介護サービス」について、複数回答ですが、市町村の基礎健康診断の受診率については、前回が35パーセント、今回については54パーセントということで、1.5倍くらいとなっています。がん検診についても、前回15パーセントから今回25パーセント。健康部分に対する要望と申しますか、ご期待があると思ひます。

あとは、社会参加について、前は社会活動について「してみたい」が28パーセントでした。今回は「している」、「してみたい」、「する予定なし」の三つに分けて聞きましたが、「している」が9パーセントで、してみたいが「43パーセント」ということで、合わせると50パーセント以上となりました。

その他、ボランティア、積極的に参加するという意味ですけれども、ボランティアを「してみたい」とおっしゃつていただいている方は前回が25パーセント、今回は「する・してみたい」を合わせると50パーセント。やはり社会との関わりとか、自分も関わりを持っていきたいとかという方が増えてきたんだと思ひます。そういう意味では、大分変わつてきている。地域として、宮城県民として参画をしたいと思ひますか、そういう形のご意思に変わつている。その意思を第2期のところにも反映させていきたい。これは冒頭申し上げれば良かったかもしれません。

また、今後の居住予定でございませうけれども、ずっと宮城県に住み続けたいという意味合いでお書きいただいた方は前回39パーセントだつたのですが、今回は50パーセント。約10ポイント強増えました。宮城に住み続けたいと言つていただける。これがどういう背景なのかというところまではちょっと落とし込んでいないのですが、私どもからすれば、多文化をやらせていただいている部署からすると、前向きに捉えていただいているのかなど。ただ、やはり光と影みたいところがあつて、影の部分が光と共に、良い部分があれば影の部分もあるので、それはもう裏返しになつて、つらかつた人たちは逆の部分を見たのかもしれませう。良い部分を見て、そういうことのないようにして充実感を増やしていただきたいと思ひます。

あと、あまり変わっていないのが日常生活の満足度で、生活だけとしますと、あまり変わっていないという語弊があるのかもしれませんが、先ほど言ったような大きい変化ではないのが、生活情報の満足度が、21年については31パーセントでしたが、今回24年度では満足というのが37パーセントとなっています。医療・福祉についても、満足が37パーセントから、41パーセントとなっております。逆に言うと不満はと言った時に、生活情報の不満は、4.6パーセントから24年度は3.5パーセントと、若干ですけれども下がっている。この宮城に住んでいるということの中でのお考えとしては、全体としては満足度は上がってきているのかなという気はいたしております。

全体としては、大きく変わったのは健康面などですね、そういうところは関心があるのかもしれませんが、ただ、日常生活の満足度という、あまり大きく変わってはいません。このような状況でございます。

市瀬会長) どうもありがとうございました。震災を経て、外国籍・外国人県民の意識の変化が、今ご確認していただいたとおりによく分かりました。どうもありがとうございました。それではもし質問等なければ、その他の部分で何かございますでしょうか。

課長) 委員の皆さま方には資料5ということでですね、お届けをさせていただいてございますが、次回の審議会ということでございます。この予定表でございますと、全体的に見ていただくと、6月でございますが、12月答申という形で頂戴するのを目指しておりますが、まずもって2回目の審議会を8月ということで、ちょっと真夏で夏休みとかいろいろお立場があろうとは思いますが、私どもとしては8月ぐらいを希望させていただきたいと思っております。それを受けて10月ということで、かなりここに詰めるためには、委員の皆さま方にも一定の時間を頂戴したいと考えておまして、提案をさせていただきたい次回は8月と。まだ曜日までは決めてございませんが、よろしければぜひ、8月で日程を調整させていただきたく、お願いしたいと思います。

市瀬会長) ありがとうございます。次回が8月に開催ということでした。

課長) もしあらかじめここはどうしてもだめだというのがあれば、後で事務局のほうに教えていただければ幸いです。こちらから○をつけてもらうような形でご案内はさせていただきますが、もしお分りのところがあれば教えていただけると幸いです。よろしく申し上げます。

市瀬会長) それでは議事も終わりに近づきましたが、あと何でも結構ですので、本日わざわざご参加いただいて、お話いただけることがありましたらどうでしょうか。イザベル委員はいかがですか。何かお話しになりたいことございますか。

宮澤委員) そうですね。いろいろ私も勉強させていただいてありがとうございます。私は推進計画は素晴らしいと思ったのですが、嬉しかったのはその積極的な参加というか、日本の方からも、外国人の方からも、というのは、前は復興計画の中では、外国人の位置づけが2か所にありましたが、脆弱者の子どものところと一緒に欄だったので、今回はそれよりは、実際に社会参加を積極的に考えているのだと思ったんですね。

あとは、課題は皆さんの意見も聞いて、私の周りにも結構、風評というような発言が聞こえるので、ニュースとかでいろいろな話に反応する人がいると、やっぱり外国人の評判が少し悪くなっているような気がして、皆さまと同じ気持ちになっていましたので、それに対する啓発活動ができればと思いました。

アンケートについて聞きたかったのですが、私アンケートを資料として研究・発表とかしているのですが、前回のアンケートの回答率はどうだったんですか。前回のアンケートは回答数が587だったんですが、今回は429人なので、それで差があったのかとか、そう思ったんですが、もともと対象が少なかったのか、それとも回答率が少なかったのか。

あと一点ですが、通訳活動というとその資料6の6ページに通訳ボランティアの対応言語とありますが、もし調べることができれば、通訳ボランティアの利用人数とか、どんな言語で何件くらい必要だったのかというのを調べれば、とても参考になるかと思っていました。

市瀬会長) はい、ひとつは前回に関連してアンケートの回収率が低くなった原因ですね、そしてもうひとつは通訳ボランティアの実施状況について、もし具体的な数字があればというご意見だったかなと思います。今お答え可能でしょうか。

班長) はい、まずアンケートの回収率の件なのですが、3年前より確かに下がっております。というのは一つ震災後というのがありまして、居住地が変わられた方が多く、住民票の登録以外のところに短期などで居住地を変えた方がいたために、少しアンケート自体が届かないというケースが、前回よりも多かったというのが一つあります。あとは、震災後のゴタゴタの中で、なかなか答えづらかったというのもあるのではないかと推測しております。これぐらいでよろしいでしょうか。

宮澤委員) ありがとうございます。

班長) 通訳サポーターですけれども、登録者が24年度現在で、119名、24言語となっております。これの紹介実績ですけれども、24年度では、保険・医療分野で25件、生活・相談分野で11件となっております。皆さまにお配りした資料3の6ページでございますので、あとご確認いただければと思います。

市瀬会長) はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

宮澤委員) どうもありがとうございます。

市瀬会長) 具体的な数字お示しいただきありがとうございます。外国籍県民・外国人県民の人数が減ったということと、震災直後であったということによって回収率が低下したというお答えでした。通訳ボランティア、サポーターについては、お教えいただいたとおりです。

それでは本日ご準備されて審議すべき事項はこれにて終了ということになりますので、議事を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。進行については事務局にお戻しさせていただきます。

【閉会】

司会) ご審議どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中お越しいたきまして、誠にありがとうございました。